

(公印省略)

介高第924-8号
令和3年4月27日

各養護老人ホーム施設長
各特別養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各介護老人保健施設管理者
各介護療養型医療施設管理者
各介護医療院管理者
各有料老人ホーム設置者
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者
各居宅サービス事業所管理者

} 様

群馬県健康福祉部介護高齢課長 遠藤 英夫

介護保険施設等における事故の報告様式等について

平素から、県高齢福祉行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省老健局高齢者支援課他2課から3月19日付けの通知により、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、市町村によって事故報告の基準が様々であることを踏まえ、将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資する観点から、国において作成した報告様式の周知依頼がありましたので、御案内させていただきます。

なお、群馬県が所管する介護福祉施設については、平成25年9月13日付健福第607-4号「社会福祉施設等における事故等及び虐待の防止について」を発出しており、当該通知は、引き続き運用を継続いたしますが、群馬県への事故報告については、今回の事故報告様式での報告も可とします。

事務担当

福祉施設係 (電話：027-226-2569)

保健・居住施設係 (電話：027-226-2566)

居宅サービス係 (電話：027-226-2575)